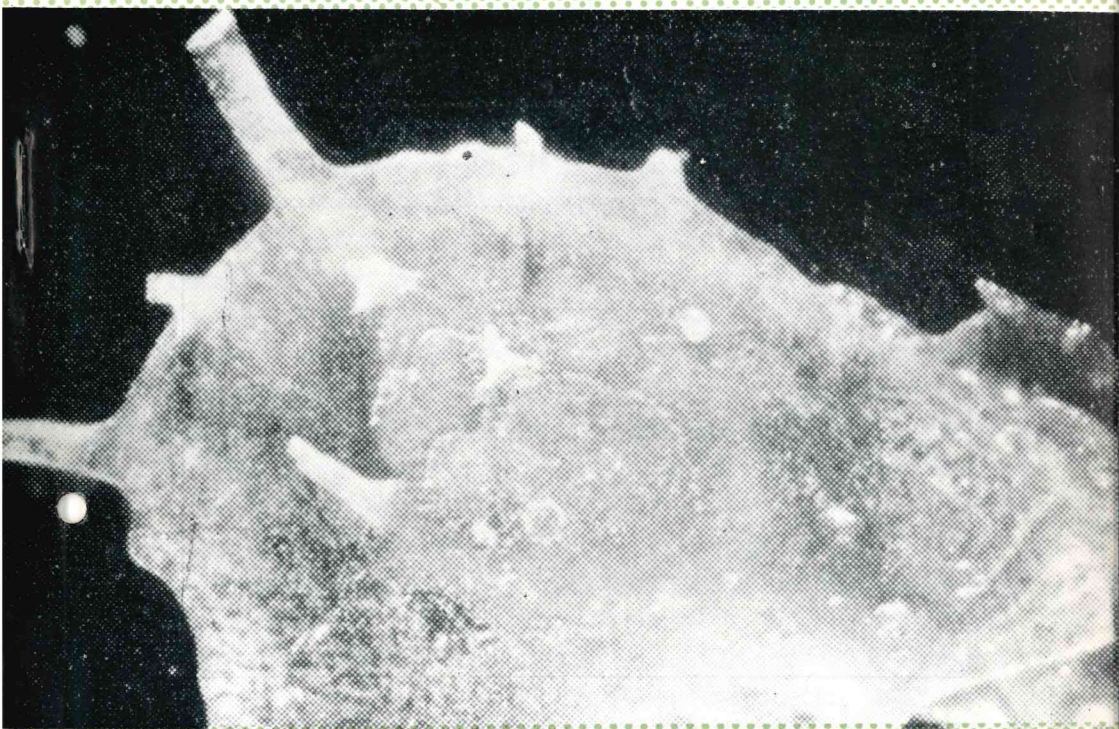


真 珠 技 術 研 究 会

會 報

75号



第12卷 第1・2号

(August, 1973)

目 次

現時点における真珠養殖業の問題点と

基本対策の方向……………浦城 晋一… 1

は し が き…………… 1

I 景気回復は本物か…………… 2

II コスト危機はどうか…………… 8

III 基本対策の方向……………19

× × × × ×

編 集 後 記

表紙写真 = 附着40日後の稚貝

現時点における真珠養殖業の

問題点と基本対策の方向

三重大学助教授

農 博 浦 城 晋 一

は し が き

真珠市況は昨年度において漸く多少の回復をみ、さらに本年度に至つてかなりの回復をみた。価格変動を指標として掌握された「景気変動」は回復期に向かつていのように見える。この回復が本物であるのか、あるいは昭和44年度にみられたような単なる一時的小康にすぎずさらに3番底への陥ち込みがありそうなのか、この点がまず問題になろう。

次いで真珠産業が昭和40年代に入つてから逢着した難局は「市場における需給関係」の破綻だけではない。①養殖環境悪化と歩留り低下、②母貝・核等原料の調達難、③賃銀や生活費の騰貴のもたらす経営圧迫。いつてみれば「環境破壊—コスト危機」ラインの困難がある。むしろこのラインの困難のほうが先行して出現していた。昭和40年前後における業界の中心課題はこの点にあった。しかるに「景気悪化—価格崩壊」ラインの困難がその後突如として現われ、価格不振に振り廻されて「環境破壊—コスト危機」の問題は≪経営者には充分に自覚されていながらも≫取組むことがなござりにされていた。この問題を現時点でみなおす必要があるだろう。

上記は問題点である。最後にこのような問題にもとづいて今後の真珠養殖業のための基本対策が示されなければならないであろう。対策に関連して政府の真珠審議会は昭和47年1月から6月へかけて専門委員会をつくりこれを検討させた。三重県庁においても一歩さがけて同様のことを行つた。筆者もこの二つの機関に委員として参画した。その意味で私は「基本対策に関する二つの意見書」に責任を負うものである。そこで今度は私個人の意見を本報のなかで述べてみたいと思う。

昭和48年4月

浦 城 晋 一

I 景気回復は本物か

昭和44年度産原珠の市況が小康をえたのは加工業者が「比較的よく買った」からである。彼等の買い思惑には、日本経済の急成長を背景とした国内販売の好調——万国博への期待もあつた——と外国からの買付けも昭和41年後半以降の減少のあとをうけて在庫ストックの枯渇にもとづく回復がなされるであろうとする期待が働いていたと思われる。真珠の価格形成には「価格変動の波」における「天井と底」の認識が重要な役割を果たし、下降過程では在庫の処分（補填分以下の投資）という作用力が加わつて不況を増幅させ、上昇過程では在庫の増加（補填分以上の投資）という作用力が加わつて好況を増幅させる傾向がある。そして昭和44年末にはこのあたりが「底」なのではないかと読むものが多かった。

しかるに上記のような思惑は完全に外れた。上記の仕入れた珠が出廻る時期になつて——昭和45年1～3月以降——、月別輸出実績がどん底とみられた前年との対比において更に一層の低下をはじめたのである。国内販売は堅調であつたが、主要な仕向先である輸出のなだれの落ち込みと価格の下落は業界の志気を荒廃させた。養殖家は昭和42年度・43年度の打撃を回復しえないままに45年度の打撃をうけ、倒産廃業、あるいは生産の縮少が至るところで行なわれた。加工・卸売業者も多数整理されたが、残された業者も国内販売や小売りでようやく営業を続けているという様相であつた。この落ち込みの主要原因は4つあつた。①欧米における景気の動向と真珠の不況からの脱却との歯車がうまくかみ合わなかつたこと、②真珠の販路面における「日本の業界の消極性」と業界内部の「市場秩序の混乱」、③低価格＝低品質品の比重をますことによる対応が真珠製品のイメージを引下げたこと、④消費地の卸・小売業者の在庫がなお予想以上にあり、我国内でも全真連調整保管珠をはじめ相当量の在庫がのこされていたこと。

このように昭和45年にはもはや「応急的対症療法」では真珠産業全体が救えない段階に突入した。全部の養殖業者を立直らせる手段などはなかつた。国・関係府県・各種金融機関はもちろん、「全真連—真珠漁協」や愛媛・三重県などの「漁連—漁協」など協同組合は局面打開の対策に腐心したが、結果的に有効な対策をもつことはできなかつた。とられた対策の事後的評価を簡単に行つておこう。

(I). 調整保管 (buffer stock) 昭和42年度産の浜揚真珠を主に＜先手をうつ

て行なわれた> 7mm珠中心5千貫について行なわれた在庫政策は——この不況過程で行なわれた最大の対策であつたが、不況の長期化と深化に逢着して逆に大変な重荷となつた。市況が悪化していつているのに、すでに支払われた仮払金には金利が嵩ねあげられて、「処分の見通しのたたない高価な在庫」となつた。さらにこのような共同在庫が大量にあるということ自身が生産側には「なお大量の余剰の珠がある」という観測材料となつて価格回復に不利な作用力になつた。このため昭和45年には拋出者への返還さえ提案された。

(2) 真珠養殖等調整暫定措置法 真珠が恐慌状態に突入してから、業者の不況対策への訴えに対応して、「政治過程」が練り上げた対策がこの法律の制定であり、同法にもとづく真珠養殖調整組合および連合会の結成、そしてこの調整組合によるカルテル行為の実行であつた。制度は<公正取引委員会との折衝を重ねたうえ>昭和44年に発足したが、真珠不況の規模が予想外に大きくまた業者各自が動揺して「個別的自衛意識」のほうが優先して自覚され、業界結束によるカルテル的価格防衛の実は何等あげることができず、調整組合は有名無実的な存在となつた。しかし制度が目指した目的「減産」は先述したように「余儀なくされた生産縮小」として結果的には目的を達した。

真珠養殖等調整暫定措置法によつて設立された調整組合および連合会は不況のためのカルテル行為ができると同時に「生産過程を密殖改善によつて合理化する」ことを指導すべき団体でもあつた。措置法にもとづいて、農林大臣は筏浮設過密海域で<真珠または真珠貝の品質が著しく低下または低下するおそれのある場合において「真珠の声価を保持」するため>筏浮設数の適正な限度を定め、これを告示する。調整組合がその実現を共同行為ではかるものであつたが、県知事もそのような密殖海域における区画漁業権の免許および免許の変更にあたつてはこの密殖改善計画を配慮するということが定められた。

(3) 系統団体（協同組合）による共販事業の強化 共販事業は従前から行なわれていた。全真連共販（1号品制度・2号品制度）がその主たるものであつたが、量的にも内容的に不充分であつた。すなわち系統外流通量が大部分であつたうえ、共販部分も養殖家の組合に対する「販売の委託」が不完全な2号品扱いが主体であつて、純然たる委託共販である1号品扱いで流通される部分はごく一部にすぎなかつた。まず総流通量の約4分の1のみが1号・2号の全真連共販にのせられていたにすぎず、そのうちで1号品はさらに40分の1にすぎなかつた。2号品では40%が入札会にかけられたが、底値保障がなくそのかわりいわゆる「引き」を認めた形態のもので、組合は「オークションの場を提供して開放型の取引を実現する」という点を除けば他の2号品扱い分（60%）で

ある「示談取引」とかわりながかつた。示談共販は全真連の手形割引が便利だというだけで、生産者の価格形成を強含みとするため多少役立っていたとはいうものの、協同組合販売事業としては不完全な形態であつた。

大約このような状態を恐慌の襲来を機とし抜本的に改善し《協同組合共販にふさわしい》充実した共販を行なうことが農林中央金庫から示唆され、業界の一部でも唱導された。行政庁も集荷資金に対する利子補給でこれを援助しようとした。「価格形成に有意な影響——できれば主導権——を得ることができるシェアの一元集荷、および販売戦略を《不況カルテルや調整保管とも関連して》駆使しよう」というのがその理想であつた。しかしこの試みは「現実の流通過程の遅れと理想的共販と間のあまりにも大きすぎるギャップ」のゆえに計画倒れとなつた。昭和43年度浜揚真珠について《充分な根廻しのないままに》行なわれた「全量集荷運動」にほとんど珠が集まらなかつた、という失敗が悪しき前例となつた。昭和44年度浜揚真珠についてもなお《今度は事態の重大性の説得のうえ》試みられようとしたが、現実論と養殖家個々の個別的自己防衛の配慮が先行してみるべき成果をあげえなかつた。

(4). 輸出水産業組合 真珠の加工・輸出面におけるオーダーリー・マーケティングの設立のための措置としては、真珠加工業を登録制にし、輸出水産業組合を真珠についても設立するという措置が主たる対策であり、このための関係法律の改正が行なわれた。輸水組は「輸出対象真珠」につき①販売方法では輸出組「委託販売」を広範に行なう、②販売価格では「格付により輸水組が定めた価格」以上で売られなければならないこととし困難なときは組合が引受ける、という点に不況対策の意味があつた。この制度は輸出・加工協同組合や輸出組合の業務に上積みされ業界の一致結束のもとに強力に実施されれば、不況対策として妙味のある成果をあげうる可能性をもつものであつたが、現実には全く開店休業の統制組合をつくつたに止まつた。加工・輸出業界の現実が「消費地のパイヤーまたはその在日エーゼントに個別的に複雑な連繋関係が構築されており微細な取引条件の差が経営成果を左右する状態」におかれている状況下では当然の帰結であつた。

(5). 金融及び組合の補強 真珠恐慌の進行とともに行き詰つたのは養殖家と真珠組合の「資金繰り」である。養殖家の《それまでの》急激な生産拡大の財務的支持は借入金と母貝・資材の買付の約束手形による部分が大きであつた。それが逆転して縮少再生産と負債の縮少をすすめていかなければならなかつたのであるが、このような縮少再生産の過程は拡大再生産の過程のようになめらかにはいかない。金融機関の側からは信用調査・担保設定を強められ、手形買付

も売手側から警戒された。のみならず事故が頻発した。事実、真珠恐慌の経過は収入不足が資金繰りを行き詰まらせたのであるが、そのなかで貸付や延払に對しても制限が強められると資金繰りの困難は加速化されざるをえない。このような関係からせめて系統組合資金の借入だけは確保することに全力が払われ、農林中央金庫との間に「減産計画分量相当分の貸付減程度に貸付の後退をおさえる」ことに成功した。農林中金の資金は直接には各真珠養殖漁協に貸付られ、組合はこの資金の転貸で組合員と結合し、その結合関係で浜揚真珠の相当分を共販し、これら貸付事業と販売事業の手数料で組合の経営はなりたっていた。貸付事業が崩れれば組合員とのつながりが稀薄となり、販売事業が行き詰り、それは全真連の経営を崩壊させることを意味し、帰するところ全組合系統の破綻を意味していた。しかし農林中金の肩入で、様々な事故の発生——従つて組合にとつては不良債権や欠損金の発生——にもかかわらず、業界の財務的総破綻はかろうじてまぬがれることができた。

いずれにせよ「不況が一層の不況の原因となる」という悪循環を反転させ、市況を回復させる「機」は当時はいまだ熟していなかつた。すくなくとも「生産数量の3分の1減」・「当面の過剰珠の調整保管による棚上げ」でもつて「品薄基調」をつくりだせばたちきれるといつた「底の浅い悪循環」ではなかつた。消費者需要の動揺や生産価格の積上げが貫徹しない流通機構、それに品質の低落があつて、不況からの脱却は余程の「新状況」をつくりださなければできない構造のもとにあつた。その新状況は生産者側が「珠の絶対的不足状態」を創出するほどに生産を後退させるということのほかはなかつた。

上記において「珠の絶対的不足状態」とは、①消費各国におけるスタグフレーションによる中堅真珠購買層の所得圧迫、②精巧なイミテーション真珠や他の格安の装身具の出現と普及など代替商品と競合、③真珠の消費者需要を拡大し価格を堅調に保つていくためには必らずしもふさわしくない流通機構、といつた不利な経済環境のもとでも——いまだ根強くのこつている真珠に対する愛好・嗜好にささえられて——なおかつ「価格の回復を買手側の競争によつて期待することができる」と見込まれるところまで生産を後退させた状態である。換言すれば生産者が生産した珠の販売において《いかに拙劣であろうとも》生産費価値（生産価格）が実現できるほどに生産を緊縮させた状態である。どの程度が絶対的不足状態であるかという「一定レベル以上の品質をもつた真珠1万貫程度」——30%ほどのすそ珠を見込んで養殖家が浜揚げ真珠として生産する量としては1.5万貫程度——と見当がつけられた。

いうまでもなく「絶対的不足状態への逃げ込みによつて状態の好転をはかる」という路線は大きな犠牲をとともなう。すでに事業体の多くは多額の負債をかかえており、こういつた負債は実は生産拡大基調のもとでこそ相対的軽減の見通しがたえられるものであり、反対に減産を意識的に進めていく過程では相対的に過重化せざるをえない。それは個別経営体としては破滅に連なりかねない。実際昭和42年以降近年までの真珠恐慌の経過のなかでは「余儀なくされた生産縮少」(forced contraction)ともいうべき現象がすすんだ。売上が足りない→次年度の作業のための仕込み経費が足りない→資本を喰い潰す形態で縮少再生産が行なわれる→好況期の借金は縮少に対応して返済されないから相対的に債務過大となる、といった因果序列の展開である。そうしてどうにも「資金繰り」がつかない状態にまで立ち至つて廃業または倒産していくものが多かつたのである。現在のこつているのはもともと借入金もすくなく、経営コストも低く、それ故にこの嵐のような不況を耐えぬいた経営群であるが、彼等の手傷も決して軽いわけではなかつた。

あまりにも大きな犠牲のうえに「余儀なくされた生産縮少」が5年間も続いて、ようやく昭和46年度産浜揚真珠1.5万貫に引続いて昭和47年度産浜揚真珠1.0万貫弱という《所期の》レベルにまで至つた。大量にいまだ存在している流通在庫を考慮すれば、「絶対的不足状態」に至つたとはいえない。しかしこのレベルで市況下降は漸やく停止し、逆に急騰する様相をみせはじめた。次年度(昭和48年度)以降の一層の減産が見込まれ、それは本年度の施術数量からも、そして次年度の施術のための母貝の不足、さらに稚貝採苗の不振化からも確実視されるようになった。かくして次年度以降の一層の減産の見通しのうえにたつて、加工卸売業者の間に「買い意欲」がでてきた。昭和47年度産原珠の好市況は将来の現在以上の品不足の展望のもとに行なわれた「思惑買い」であつたと考えられる。このようにして真珠市況は昭和47年に入つてから久しぶりに積極的な好転をはじめた。

昭和47年度の輸出についてみると数量では前年とほぼ等しいが、金額では28%の増大をみている。縮減された生産量に併せて在庫をはたきだしながら輸出が行なわれたが、その過程に前記の事情が作用して、価格面で28%の好転をもたらしたのである。価格の好転はすでに示唆した「生産がすでに絶対的不足状態の段階に立ち至つた」からではない。昭和46年度にはいまだ1.5万貫の生産があり、なお前年からの繰越在庫品が加わるため、供給総量は2.0~2.5万貫(輸出だけで1.7万貫)があつた。この数量はいまだ——今日の諸条件のもとでは——供給過剰とはいえないいまでも「不足が痛切に感じられる」水準ではない。

この状態で輸出価格の改善と国内在庫の相当量の減少があつたが、それは多分に「将来の不足の展望」にもとづくものであつたとみるべきである。次いで昭和47年度（末）における真珠生産量は1.0万貫前後とみられ前年よりも著減している。この減少が前記の先行した輸出市況の好転と連動して約70%の浜揚珠市況の回復をもたらしたとみてよい。ここに至つて「不足が痛切に感じられる」という水準にまで達するに至つた。加工・流過程に在庫がいまだ多かるうが流通場裡の品不足が将来の展望においてはつきりと感じられ、加工業者の「買い思感」が作動したのである。

このようにみていくと昭和43年度の「一番底」に引続き昭和45年度の「二番底」を経過したのち、昭和46年→47年の過程における市況の回復は≪すくなくとも客観化された事態に裏付けられた≫本格的な市況の回復ではない。①消費地各国の顧客の経済状態は必らずしもよくない。U.S.Aは輸入超過に悩んでおり、ヨーロッパでも貿易事情のよいのは西ドイツほか少数である。インドの経済状態もよくない。②円平価の切上げが二度行なわれ、再三行なわれざるをえない状態にあるが、為替レートの方角での変更及び変更の可能性は、輸出産業にとつて不利である。③販売・流過程における「日本の生産者からみれば病患または宿あともいうべき生産価格を貫徹しないような流通構造」には変りがなく、かえつて悪くなつてゐる。④低価格＝底品質という対応ですすめられている真珠製品に対するイメージ・ダウンは改善の方角をとつていない。むしろ低品質品がよく出て結果的には真珠の信用を落している。このような①～④の憂慮すべき事態はのこされている。だから手放しの楽観は勿論許されない。ただ在庫を合すれば「絶対不足状態」には達していないとしても、生産の縮減はすでに「将来の不足の展望」に客観的な根拠を与えるのに充分なところまで進行しており市況の回復を実現させているのだ、とみるべきである。

かくして景気回復は本物か？という問題にはなお慎重な考慮を必要とする。しかし「なだれた減産基調」はあと1～2年は続行することは確実であり、その間に在庫も枯渇し、それゆえに「絶対的不足状態」は遠からぬ将来に確実に達成されるとみてよい。だからなお今後も多少の迂余曲折があるかもしれないが、もはや不況の峠はこえ、「三番底はない」とみてさしつかえがないであろう。しかしそのためには一つの条件がある。それは消費者——それは業界にとつて最終の帝王である——の真珠に対する嗜好を失わしめない状況の創出である。いくら減産しても品質を落していつたのでは「代替商品との競合問題」もあることであり、価値法則（生産価格の実現）が市場で展開できるため必要な「使用価値」（効用）を具備することができない。今日もつとも重要な海外

需要先はドイツやフランスなどヨーロッパ諸国であるが、これらの国の消費者の真珠製品のイメージは——ジエトロ職員の調査によれば——品質的にいつて「宝石または貴石類に属するものでなければならず、かつその価格は100～200ドル程度のレベルでなければならない」というきびしいものである。価格については円平価の再切上げなど不利な条件がどう動くかによつてどの程度の打撃をうけるかが問題であるが、「公正な価格に対する公正な品質」(fair quality for fair price) という要求を生産者側がみたしていれば一時的にはなお混乱を将来の含みとしながらも次のことがいえるであろう。「外圀の事情はなおきびしいものがあるけれども景気回復は本物だ」と。

II コスト危機はどうなつたか

「環境破壊—コスト危機」ラインの業界の危機を昭和40年代初頭にたちもどつて整理すれば次の通りであつた。

(a) 漁場狭隘化と養殖環境の破壊

このなかには①現行漁場制度の破綻、そこまでのいかなくとも矛盾のいつそうの激化、漁業権運用をめぐる紛争の頻発、インフオーマルな漁場料の圧迫など、②密殖漁場・老朽化漁場海域の拡散、それにともなう品質低下・養殖貝の脆弱化による高斃死率・事故の頻発、③ポリキーター・セルカリアなど、寄生虫の水界内の蔓延、それにともなう斃死事故の頻発、④外側からの海水汚染などが含まれる。

(b) 労務費の重圧と労働調達難

外側からの労働力需要競争、内側からの「斯業成長にともなう」労働力獲得競争、生活費の急騰などを因子とする賃金レベルの上昇、この賃金率の騰貴を労働生産性の上昇によつてよく吸収しえない。かくして他産業に対比して「低賃金の高労務費率」に陥る。

(c) 原材料(母貝・核)調達環境の悪化

需要超過による價格的圧迫のほか、母貝については母貝不良化(→はね貝率の高まり)・重量指向型(←サイズ・アップによる大貝への需要)の母貝養殖がもたらした母貝の脆弱化(←稚貝時の抑制を欠くため不良環境に弱い)などがあり、核については核原料資源の枯渇が問題になる。

上記の各項がその後不況過程を経てどのように相様を展開させたか。

全国の養殖可能海域は最盛期においてもいまだ充分に広く豊富であつた。三重県下の養殖海域および大分県・愛媛県・高知県下の一部の養殖海域では「密殖漁場」・「老朽化漁場」の問題が深刻化して「巻き」の低下が憂慮されてい

た。その意味でこれらの海域では漁場の狭隘化が著しかつた。しかし九州東支那海沿岸や瀬戸内海に、あるいは愛媛県豊後水道筋にも相当の未開発な養殖適海域がのこされていた。これらの海域で大業者が手広く漁場を支配し、その漁場は粗放に利用されているという点で前記密殖海域と好対照をなしていた。前者では漁民各層に漁場をよく解放し、多くの自営富漁家層を設定した点ですぐれていたが、漁場の狭隘化と密殖のゆえに品質不良の真珠が多くまた等品質の真珠を生産するには生産費が割高であるという点で劣っていた。後者の問題はその裏返しであつた。このような地理的二重構造のゆえに「漁場の闇の貸借」・「あづかり貝経営」など漁業法の立法趣旨とは矛盾するような現象、養殖漁場（区画漁業権）を内部に包含する共同漁業権漁場の保持者である地区漁協と真珠養殖業者との対立、等々の問題が山積していた。

現在の「漁場狭隘性の問題」はどうかつていようであろうか。不況の進行は養殖数量を大幅に——2.5分の1にまで——切下げたのであるから、その意味では漁場の狭隘性を緩和したといえる。実際従来密殖海域といわれていた一画でも《調整組合が密殖改善の共同行為を取って行なう必要がないほどに》養殖数量を疎ならしめた。もつとも筏浮設では漁業権確保の関係もあつて空筏が浮設放置されたままになつている場合がかなりあり、漁業権放棄はほとんど行なわれていない。また不況の影響は従来《漁場を豊富にもつていたところの》比較的規模の大きな業者において相対的に苛烈であり、彼等の生産において倒産・廃業あるいは減産が著しく、密殖海域でひしめきあつていた零細・小規模な業者は相対的によくもちこたえる場合が多かつた。この意味では減産のもたらした「漁場狭隘性の緩和」といつても「歪んだ緩和」であつたことを見落すべきではないであろう。しかしそれにもかかわらず長期間の不況が漁場狭隘性を大幅に緩和したことはたしかであろう。

一面において上記のことがいえると同時にこの間逆に漁場の狭隘性を高めるような傾向もでてきている。第一は漁場不適海域の増大である。例えば三重県の伊勢湾口部（鳥羽・的矢方面）は従前全国第一等の仕上漁場であつたが、今日ここへ貝を置きにくる者はない。瀬戸内海の島々の周辺は従来もつとも広大な仕上げ漁場であつたが、今日ではあまり利用されていない。いずれも養殖成績が悪かつたりコストがかかりすぎたりするためである。水質汚染（過度の富栄養、有害物質の混入等）がその原因となつている部分もあろうし、仕上のため持つてこられる貝の衰弱度が大きであつて体内エネルギーの消耗の激しい「化粧巻漁場」では斃死がとりわけ大となることがその原因となつている部分もあるであろう。貝の衰弱に原因があるような場合には、後述するように、技術体

系の改善によつて将来再び使用できる漁場となる可能性はないわけではない。しかし昭和40・41年頃においては使えた漁場であつて、現在では——当時以来の技術体系によつているかぎり——使用できなくなつていく漁場の割合は多くなつていく。

第二は真珠および母貝養殖の不況に即して他の用途がその漁場を奪つてしまう傾向である。真珠養殖漁場の利用は——現行制度のもとでは——その時々事情に即して任意に変更できる建前にはなっていない。真珠（または真珠貝）養殖区画漁業権の免許をうけた区画海面は次の免許の切替までは真珠（または真珠貝）養殖漁業にのみ使用することが許されている。しかし共同漁業権漁業のためには真珠（または真珠貝）養殖の障害にならないかぎり利用することができる。さらに真珠の区画漁場に接してはまち養殖・のり養殖等の区画漁場が設けられ、はまち養殖やのり養殖が自己の漁場を一杯に利用し、さらに真珠（または真珠貝）養殖漁場にまで侵入していく、といったケースが各地でおこっている。とくにはまち養殖がこのような形態で導入されるとき「公害の影響」のおよぼされることが多く、このため真珠養殖や母貝養殖はその海域から全面的に排除されてしまうことがある。また真珠養殖漁場のなかでひおうぎ貝やかきなどの養殖が行なわれ、これが黙認されている場合もある。このように他のもつと利益のある漁業によつて漁場を奪われていく傾向は不況下になりに進んだ。このほか沿岸の工業化が、そして埋立等のため地先海面の漁業権の買上げが、養殖漁業の漁場を奪うケースも起つていく。工業が立地され集積がはじまると、影響は漁業権放棄をなした海域にとどまらず他の養殖漁場にまでおよぶもつて漁場不適海域に編入されるという過程もある。

密殖緩和が漁場環境の良化に単純に連結したわけでもなかつた。依然として高斃死率と薄巻きが改まらない。高斃死率と薄巻きが「生産費を高からしめている」ことは論をまたない。そしてこれらの「歩留り低下」の原因として最初に気付かれた主要因が密殖であり、漁場の老朽化であり、その認識が誤つていたわけでもなかつた。ただ漁場が拡がり長年月使用しているうちに様々の要因が加わつてき、海況異常ともからみあつて、複雑な構造をもつに至つた。今日の視野でみた歩留り低下をきたす環境条件としては関政夫博士によつて次のように与えられている。

基礎的には貝の体内のエネルギー消費と餌料物質の量の間の平衡失調をもたらすような状況の発生、①水温の異常、②餌料の不足、③餌料補食の困難、④体内エネルギー消費の過大が貝の衰弱をまねく条件となる。「水温の異常」に

ついでいえば冬期の越冬後半期——とくに3月上・中旬を中心に——積算水温が低いことが近年の特徴となつている。この低水温は冬期の栄養消耗を多からしめる。秋から春へかけて蓄積されたグリコーゲンが産卵のため用いられるが蓄積量が低水温で小となつているため「産卵がすくない」。さらにその後も残りの少ない栄養蓄積量で夏の高水温時を乗りきらざるをえず、貝は一層の衰弱に追いこまれる。「餌料の不足」は餌料増殖の阻害がおこる場合と餌料の消耗が激しい場合に発生する。陸地からの栄養塩流入の増加は——有害物質の混入をも含めて——増殖促進的にも増殖阻害的にも働らく。密殖は次の機構で飼料物質の減少をもたらす。すなわち貝の糞塊となつて栄養物質が落下する速度が大となり、底ではその分解溶出が酸素欠乏・底生生物の死滅を媒介としておさえられ、もつて上層の栄養が不足する。「餌料捕食の困難」は餌料物質の粗大化消化されにくいプランクトンの種類の増加、ふじつば・むらさき貝類等の付着等があげられる。「体内エネルギー消費の過大」については異常な高水温・低水温および貝掃除・輸送・施術等の人為的刺戟が消費の増加をもたらす。移殖による水温や比重の変化もそうである。

以上の状況が絡み合つて貝は衰弱する。それは漁場の利用形態とも関連し、養殖漁場が栄養の豊富な湾奥だけに止まらず、湾口部の養殖量が増加してくると湾奥の餌料不足がおこる。餌料は湾奥で発生し流出し湾口部に蓄積され、再び潮流で湾奥部へ供給されるのであるが、湾口部で餌料が多く消費されると餌料に乏しい水が湾奥部に流れ込むことになる。それが高水温・低水温時に行なわれるとそれ自身衰弱の原因となる。流れのはやい湾口部や水道部では貝の酸素消費量が多く、澄潮のような状態となりこのような場合にはとりわけ衰弱が激しい。「巻き」には体内の代謝活動が大な状態がよく、それ故湾口部や水道部へ沖出しが試みられたり、貝の収容器にも潮通しのよいものが工夫されたりしてきたのであるが、それが一層の衰弱の原因になつたりする。

以上のような衰弱は斃死率を高め、巻きを悪くする基礎的な原因である。衰弱が強度に働けばそれ自身斃死の原因となるし、衰弱しているところへ害敵になる水産動物の捕食やポリキーターによる貝殻の穿孔等があると斃死がおこりやすい。とくにポリキーターについては密殖によつて増殖の基盤が与えられ、さらにコールタール染金網籠から化繊籠に変化したことが寄生を容易にし、さらに殻のうすい貝がふえたことが絡んでもつとも大きな斃死の原因となつている。衰弱による貝殻分泌力の低下とポリキーターの穿孔の連動である。このほかいわゆる公害およびはまち養殖との関係も斃死率に影響をもつとみられているが生理的機序は明らかにされていない。

以上関博士の問題整理は今日の真珠（貝）養殖の生物学的立場からみた研究の水準を示していると思われる。筆者のようなエコノミストにはこれを率直に吸収して経済問題に連動させるほかはないが、経済的には次のような事態が問題である。

今日の真珠貝の飼育管理はもはや「飼育方法の改善」・「密殖緩和」・「濃塩水処理」・「老朽化漁場の耕転」・「避寒漁場や仕上漁場の選定」・「母貝の選びかた」・「仕立法」・「挿核の方法」・「挿核の時期とその後の養殖期間」等々をそれぞれ分離的にあるいは単独に考慮して体系づけられる性質のものではないということである。しからばどういう養殖技術の体系でなければならないか、というと「時間的には稚貝から珠のとりだしまでの全過程をそして空間的には相互に影響をおよぼしあう海域の全体」を考慮に入れた生態系が管理の対象になり、そのなかで前記の様々な個々の技術問題が有機的関連をもつて解かれなければならない、ということである。しかもそれはケース・バイ・ケースで諸般の事情にふさわしく解かれなければならない問題であり、さらにその年々の海況の事情に適切に対応してとかれなければならない問題でもある。

そして一層困ったことにはばらばらな個別技術についてならば一般化された法則性らしきものが一応確認されていても、それらが結合された養殖技術の体系については「どのような場合にどのような結果をもたらすか」に関し殆んど研究がすすんでいないのが現状だということである。養殖技術の現在の体系が固められた昭和30年代の段階では「それで現実に大過なくやつていける」という事実によつて「個々技術の生態系的な有機的関連性」に関する無智があつてもそれでよかつた。それが永年の飼育・密殖・漁場の利用範囲の拡大・ポリキーター・海況異常・不況下の管理不充分等々を経験してバランスが崩れ、「それでは現実に大過なくやつていけない」ということになつた。新しい試行錯誤によつて「養殖家が個々にそして集団的に研究しながら」「それで現実に大過なくやつていける」という状態を創出しなければならないところにもつとも大きな問題がある。

もつとも現状の高斃死に対する多少のヒント的な対応策がないわけではない。母貝の衰弱や斃死に対する関博士の所論からも窺われるとおりの「水温・餌料の実状に対する飼育技術の適応が適正化されればかなりの程度に改善をはかりうるのではないか」ということが示唆されている。真珠貝は環境に対する適応性の大きな動物であるから不良環境には「抑制の手段」をこうじることによつて「環境と生活代謝のバランス」を適当にし貝の活力を保持するという方法である。発想はかきの飼育技術に由来している。そして例えば昭和46年7月から47

年末へかけて行なわれた三重県水産試験場の浜島地先における飼育試験では良好な成績がえられた。すなわち母貝の抑制（3年貝の丸かごによる深ぶり）を充分にし、6月の挿核後も栄養の良い漁場で充分に養生をさせ、9月下旬に沖出して小珠は当年もので採取、中珠は次年度に繰越した。その結果中・小の母貝を使用した小珠分については15.7%の斃死率で巻きについても商品真珠が78%あつた。大きな母貝を使用した越年貝の分でも年末までの斃死率は10.7%であつた。この成績は経営経済的に充分に採算を保証する「歩留り」である。わずか1例にすぎないが一つの着眼点を示すものであろう。

コスト危機をもたらしている費用側の要因はすでに示したように労働調達コストと母貝入手コストの騰貴である。

真珠養殖と母貝養殖は昭和30年代いまだ陸の孤島の辺地の位地にあつた漁村の低廉な労働力の動員の上に築かれた産業であつた。例えば日額400円とか600円とかいつた低賃銀の「日給・月給制」が昭和40年頃でさえ支配的であつた。日本経済の高度成長がいわゆる「完全雇傭」状態を実現していく過程のなかでもつともあとまで潜在失業の過剰人口がのこされた日本列島上の一画に真珠養殖と母貝養殖の立地があつた、という特殊事情が考慮されなければならない。不況前夜の生産価格（生産費＋適当な利潤）の水準は≪品質にもよりけりではあつたが≫3～4 mm 600～700円、4～5 mm 500～600円、6～7 mm 600～1,000円、7～8 mm 1,000～1,500円、8 mm 以上2,000～3,000円——いづれも商品真珠1匁あたり——であつたが、これは上記のような低賃銀に即してもたれた生産価格の水準であつた。

しかしながらこの数か年の間に労働事情が変化した。高度成長—完全雇傭の波及が日本列島のすみずみにまで影響をおよぼしはじめた。辺地人口の流出は「過疎現象」をさえも至るところでひきおこした。また電気製品の組立工場とか食料品工場とかいつた中小工業が盛に辺地漁村にも立地されるようになった。労働力の流出は「若い人」から壮年男子の労働力におよび流入してきた中小工業は残っている婦人の労働力を雇傭した。その上に観光開発や道路その他の公共事業投資がある。このようにして昭和40年代の経過は従来の「陸の孤島の辺地」の労働需給関係を変えた。それは現地における賃銀水準を高め——それでもなお低賃銀ではあるが——、そして同時に生活水準（労働力の再生産費）を高めた。養殖家がこの影響からまぬがれるわけにはいかない。従業員を探し出すこと自体が容易でないうえ、必要な時期だけ日給・月給制で雇傭するという形態は採用しがたくなり、日額賃銀も最低1,500円程度は出さなければ他産業と競争することが困難となつた。

不況前夜における生産価格の水準を前記したが、そのなかで労働費の占める割合は20～40%であつた。この労働費が2～3倍に騰貴したのであるから、その部分だけ生産価格は騰貴したということになる。家族労働で経営が行なわれている場合も生活費が高くなるのであるから同じことである。他産業の場合でも労働費の騰貴はもつとも有力な経営圧迫要因である。このため「生産性の向上による労働単価の騰貴分の吸収」が努力され、労働を資本財でおきかえることが試みられている。しかし真珠養殖や母貝養殖では一連の作業を機械や他の装置でおきかえることは困難である。主要な作業である挿核・貝掃除・仕立などの作業はただ人間の熟練度のみが能率を向上させる。昭和30年代には使用資材の変化をとおしてかなりの省力化があつたが、40年代に入つてからはみるべき省力化技術の開発はなかつたといつてよい。不況下に経費を《無理矢理に節約するため》「手抜き」が行なわれた傾向があるが、これは別の問題である。厘珠・小珠を中珠・大珠に替えていくことは「一定の附加価値をうるため必要な労働の量」を少なくするという意味で省力化対策でもあつた。雇傭労働に依存する中・大規模の経営が中珠・大珠を目指したのは労働事情に一つの根拠をもつていたのである。しかし不況はこの中珠・大珠においてとりわけ激しかつたのであるから無定見な珠のサイズ・アツプは危機の解決策にはならなかつた。

労働費の騰貴とともに母貝の調達難が深刻となつた。母貝養殖は不況の影響をその初期においてもつとも激しくうけた。文字通り「二束三文」に買いたたかれた。その後昭和43年・44年を経過して、母貝養殖漁村では方向の転換をはかるものが続出してきた。母貝の価格は不況以前にも不安定で3～4年周期の循環運動を繰り返し、貫建2,000円程度——100かかり程度の大きさのもの——平均の価格が1,000円から3,000円までの安値と高値をもつことがあつた。しかし昭和42年の後半から43年の暴落はすさまじく200円とか300円とかの価格が生じた。この価格が母貝生産者を怒らせた。さらにその後も真珠不況が長期化する見通しが確かなものとなるにおよんで母貝養殖からの転換が真剣に試みられるにおよんだ。母貝養殖の場合、漁協が区画漁業権をえて管理規則をもち組合員に《他の様々な沿岸漁業と並列して》行使させる場合が多かつたから、母貝養殖はあくまで沿岸漁業のなかの《有利ならば行なわれるべき》選択的漁業の一つでしかなかつた。

母貝養殖に代替的な漁業としてはまち養殖とのり養殖があつた。すでに述べたようにこのような代替養殖漁業への転換が——正規の手続を経てあるいはインフォーマルに——現実に行なわれた。ただしとのり養殖にあつては母貝養殖地帯ではくろのりは不適な場合が多く行なうとすればあおのりであつて、これは

くろのりのように浮ひび1枚あたりの収益がなく、また母貝養殖地帯に多いリアス式の岸深の沿海では適当な海面が少ない。それゆえ母貝養殖が沿岸漁民の生計のため機能していた役割を引受けることは困難であつた。はまち養殖にあつては母貝養殖に比して資本を——同一の所得をうるために——はるかに多用する。母貝養殖は真珠養殖と異なつて資本を必要とすることのすくない産業であつたから、真珠養殖は企業体や技術または資本をもつ漁家の行なうもの、母貝養殖は一般漁家の行なうものという分化があつた。このような母貝養殖漁家——すなわち一般漁家——にとつてはまち養殖は、①資本調達能力において、②危険負担能力において相当に荷が重すぎる漁業であつた。したがつて母貝養殖を全面的に止めはまち養殖に切替えたとしても切替についていける漁家は——金融の手当をなしてもなお——数戸のうちの1戸であつた。しかもはまち養殖を潮流による天然浄化力の弱い内湾で行なうとなると、上記の「数戸に1戸」の着業でも——そして養殖尾数を強度に統制しても——「過密養殖」におちいりやすく、養殖成績の低下をひきおこすほか他の湾内養殖に対しても打撃を与える場合が多かつた。

以上のように母貝養殖からの転換が行なわれた。このほか地元では生活できなくなつたので出稼に出るとか、または≪都市の求人難を背景にして盛んに行なわれた≫中・小下請的製造工業の辺地への立地に対応してこれに就業するとかいつたファクターが加えられた。このような一連の事情が母貝養殖を後退させた。そのうえさらに決定的な母貝不足の因子となつたのは近年における「採苗不振」である。採苗の不振には様々の原因が指摘されているが、さきにあげた関博士の所論に従えば「秋から春へかけて蓄積されるグリコーゲンの量が連年春先に低水温であつたり飼育している貝が衰弱していたりして少量であり放卵される卵の量が少ない」というファクターがもつとも基本的であろう。ともかく採苗器をつけても「稚貝がとれない」状態が現われた。採苗量が少ないため、母貝養殖は≪絶対的に≫制限される。もともと採苗地は三重県の志摩度会沿岸と愛媛県・高知県の四国西海岸にあり、このうち三重県の採苗地はほとんど採苗ができず、四国西海岸が今日では唯一の稚貝生産地となつているのであるがここでも採苗量は充分ではない。この四国西海岸の稚貝が全国に配給せられて母貝生産が行なわれているのであるが、稚貝採苗量の絶対的不足は母貝養殖を規制して母貝供給量を≪絶対的に≫制限し、かつ以前には1個1円程度であつた稚貝を5～10円に騰貴させもつて母貝の生産原価を高からしめた。

このように母貝養殖業者の減少と稚貝購入費の騰貴に加えて前記した労働コストの騰貴がある。その結果母貝の生産原価も騰貴すれば需要供給関係も——

第1表

真珠（母貝）養殖の推移

区 分	母貝養殖	真 珠 養 殖	
	経営体数	経営体数	浜揚げ量 (t)
昭和41年	7,065	4,662	118
42	6,748	4,666	125
43	5,359	4,606	112
44	5,026	4,226	97
45	4,039	3,635	85
46	2,818	2,962	49

(農林省第48次統計表)

は《先行して》騰貴した。昭和47年度の母貝価格は——不況からの脱出がいまだ前兆程度であるというのに——貫建3,000円というレベルに達した。

第2表

真珠（母貝）養殖の分布

区 分	母貝養殖	真 珠 養 殖	
	経営体数	経営体数	浜揚げ量 (t)
三 重	695	1,939	14
和 歌 山	4	10	0
福 井	0	18	0
京 都	0	8	0
徳 島	0	33	0
香 川	62	8	1
広 島	0	8	0
山 口	0	0	0
愛 媛	1,578	264	10
大 分	179	280	2
高 知	56	86	1
佐 賀	35	66	1
長 崎	168	178	12
熊 本	0	21	5
鹿 児 島	31	18	1
計	2,818	2,962	49

(農林省第48次統計表)

真珠養殖の縮少以上に母貝生産が縮少して——供給不足となるに至った。真珠不況の最中には母貝価格は《上記の諸関係にもかかわらず》なお控え目な価格であつた。しかし昭和46年から47年へかけて真珠恐慌が漸やく終束する見通しが固まつてくるにおよんで母貝価格

以上「真珠に供用される漁場が減じていくという問題」・「養殖過程における高斃死等歩留り低下の問題」・「労働コストが騰貴してきているという問題」・「母貝調達コストが急騰してきたという問題」等が示しているところは何か。「コスト危機—環境破壊」ラインの業界の危機は決して不況過程のなかで解消または緩和されたのでは決してなく、真珠市況の動きに目が奪われ、その陰にかくれて目立たなかつたが《不況以前におけるよりもなお一層に》深化していたのである。

[illegible]

全真連經由原珠販売価格の変動

• • • • • 3.4mm

 5 mm 6 mm 7 mm
8 mm

第3表

真 珠 輸 出 状 況

年 項目 月	昭 和 4 4 年			対前年比		昭 和 4 5 年			対前年比	
	数量	金 額	単 価 ドル/もんめ	数量	金額	数量	金 額	単 価 ドル/もんめ	数量	金額
	千もんめ	千ドル		%	%	千もんめ	千ドル		%	%
1	1,395	2,770	1.99	- 6.4	- 0.4	1,266	2,620	2.07	- 9.3	- 5.4
2	1,928	4,764	2.47	+ 0.9	+ 5.6	1,568	3,571	2.28	-18.7	-25.0
3	2,231	6,302	2.82	- 9.8	- 1.6	2,055	5,302	2.58	- 7.9	-15.9
4	2,230	5,590	2.51	+12.8	+ 7.1	1,882	4,861	2.58	-15.6	-13.1
5	1,895	4,553	2.40	- 7.1	+ 1.8	1,656	3,739	2.26	-12.6	-17.9
6	1,771	3,656	2.06	- 8.0	- 8.6	1,470	3,211	2.18	-17.0	-12.2
7	1,707	3,563	2.09	+ 4.1	+ 3.1	1,593	3,362	2.11	- 6.7	- 6.6
8	1,501	3,025	2.02	+20.0	+15.6	1,337	2,479	1.85	-10.9	-18.0
9	1,826	3,573	1.96	+20.0	+26.3	1,662	2,942	1.77	- 8.7	-17.7
10	2,176	3,903	1.80	+29.9	+20.3	1,515	2,967	1.95	-30.4	-24.0
11	1,637	3,074	1.88	+ 2.9	- 1.5	1,478	2,531	1.71	- 9.7	-17.6
12	1,452	3,555	2.45	- 4.0	+ 2.6	1,535	2,728	1.78	+ 5.7	-23.3
計	21,754	48,330	2.22	+ 4.4	+ 4.8	19,021	40,317	2.12	-12.6	-16.6

年 項目 月	昭 和 4 6 年			対前年比		昭 和 4 7 年			対前年比	
	数量	金 額	単 価 ドル/もんめ	数量	金額	数量	金 額	単 価 ドル/もんめ	数量	金額
	千もんめ	千ドル		%	%	千もんめ	千ドル		%	%
1	1,119	2,082	1.86	-11.6	-20.5	1,139	2,326	2.04	+ 1.8	+11.7
2	1,649	3,100	1.88	+ 5.1	-13.2	1,534	3,333	2.17	- 7.0	+ 7.5
3	1,894	4,215	2.22	- 7.8	-20.5	2,251	5,464	2.43	+18.8	+29.6
4	1,559	3,863	2.48	-17.2	-20.5	1,383	4,323	3.13	-11.3	+11.9
5	1,380	3,200	2.32	-16.7	-14.4	1,590	4,760	2.99	+15.2	+48.8
6	1,461	3,271	2.24	- 0.6	+ 1.9	1,271	3,643	2.87	-13.0	+11.4
7	1,404	2,920	2.08	-11.8	-13.1	1,502	3,909	2.60	+ 6.9	+33.8
8	1,266	2,440	1.93	- 5.3	- 1.6	1,275	3,341	2.62	+ 0.8	+36.9
9	1,252	2,324	1.86	-24.6	-20.7	1,221	2,942	2.41	- 2.5	+26.0
10	1,511	2,760	1.83	- 0.2	- 7.0	1,398	3,933	2.81	- 7.5	+42.5
11	1,313	2,549	1.94	-11.2	+ 0.7	1,101	3,175	2.88	-16.1	+24.6
12	1,213	2,490	2.05	-21.0	- 8.7	1,359	3,952	2.91	+12.0	+58.7
計	17,026	35,229	2.07	-10.5	-12.6	17,024	45,101	2.65	0	+28.0

(真珠輸出組合調べ)

第4表

三重県における母貝価格の推移

(円)

年次 大きさ	4 2 年	4 3 年	4 4 年	4 5 年	4 6 年	4 7 年
100掛より大	1,573	675	1,110	1,099	776	2000～2500
101 ～ 120掛	1,377	500	939	934	716	1750～2250
121 ～ 150掛	709	383	791	855	671	1500～2000
151 ～ 180掛	446	225	674	660	533	1250～1750

(昭和42年から46年までは三重県漁連共販実績価格)
 (昭和47年は愛媛県よりの購入価格の推定値)

第5表

昭和45年末貸付残高

金融機関 貸付地	真 珠 養 殖 業 (百万円)							母 貝 養 殖 業 (百万円)						
	農林 中金	信漁 連	地方 銀行	相互 銀行	信用 金庫	商工 中金	農林 公庫	農林 中金	信漁 連	地方 銀行	相互 銀行	信用 金庫	商工 中金	農林 公庫
総 額	18,095	1,528	8,122	2,373	436	1,727	445	378	678	101	1,393	115	0	39
三 重	1,886	698	2,185	972	97	420	416	0	26	6	938	0	0	35
和 歌 山	70	58	255	100	70	0	0	0	2	1	3	24	0	0
福 井	0	54	3	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	2	6	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	37	16	4	35	0	0	0	0	0	162	0	0	0
香 川	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	141	0	2	23	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0
愛 媛	1,192	364	567	228	0	20	16	377	247	76	262	0	0	0
大 分	134	3	314	162	28	0	7	0	164	2	5	1	0	0
高 知	277	222	115	349	119	0	0	0	148	0	0	4	0	0
佐 賀	12	15	32	0	2	0	0	0	4	4	0	62	0	0
長 崎	1,599	33	3,332	402	2	0	6	0	52	7	13	16	0	0
熊 本	310	0	959	38	27	0	0	1	0	0	0	2	0	0
鹿 児 島	103	0	0	2	4	0	0	0	30	0	4	4	0	4
東 京	12,356	0	0	0	0	871	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	197	0	0	402	0	0	0	0	0	0	0	0

(水産庁漁政部協同組合課調べ)

第6表

不況下真珠（母貝）養殖経営の様相（昭和46年度）

区 分	真珠養殖	母貝養殖	備 考
経営 の 概況	経営 筏 台 数 (台) 67 就 業 労 働 力 (人) 3.5 施 術 数 量 (千貝) 85 浜 揚 商 品 真 珠 (匁) 4,750 母 貝 販 売 (貫) —	5 1.1 — — 220	常従以外は250日をもつて1人
産出 高	売 上 (千円) 3,530 年 度 内 貝 増 減 (匁) (-)1,110 差 引 正 味 産 出 高 (匁) 2,420	234 (-) 51 183	施術貝・稚母貝とも
支出	稚・母貝及核仕入れ (匁) 745 設 備 営 繕・取 替 (匁) 205 雇 傭 労 働 費 (匁) 401 諸 雑 費 (匁) 331 計 (匁) 1,682	33 26 10 5 74	減価償却はしない 漁場料・賦課金等を含む
負 債 利 子 (匁)	417	5	未払分も含む
差引真珠部門漁家所得 (匁)	321	104	1人常従50万円とする
家 族 労 働 費 見 積 (匁)	1,250	500	
差 引 経 営 者 報 酬 (匁)	(-) 929	(-) 396	
真珠部門以外の所得 (匁)	375	600	
家 計 費 (匁)	1,200	800	
差 引 余 剰 額 (匁)	(-) 504	(-) 96	
負 債 (匁)	3,520	440	年度末（返済必要分の返済後）
預 貯 金 等 流 通 資 産 (匁)	1,250	350	〃

筆者の2～3の調査例と農林省漁家経済調査結果からモデル的作成した。

Ⅲ 基本対策の方向

しからば真珠養殖業としての対策は如何。

景気回復が——なお迂余曲折が見込まれるとはいえ——一応軌道にのりつつあるという認識の上に立つて、生産調整・品質改善をはかつていくとともに、いままで放置していた「コスト危機—環境破壊」ラインの諸困難を克服してい

くこと、これが対策の基本でなければならない。

今後の真珠養殖業のあり方について、昭和47年1月から6月へかけて、国の真珠審議会は専門委員会を設けて検討を行なわせ、同年8月「真珠養殖事業の基本対策に関する意見」なる表題のもとに答申がえられた。この答申の内容に関連していささか個人的所見を述べてみたい。

「対策の基本方向」として答申は生産対策、流通対策、組織・金融対策の三項を述べているが、もとよりそれぞれは切離して考えられるべき問題ではない。答申では生産体制の反省を含む生産対策が諸対策の原点であるとしている。流通面での対策も応急的対症措置としてはとりあげるべき妙案がなく、生産者の立場から生産価格をつらぬけるような販売姿勢の確立が先決であつて、その意味で生産対策が先行せざるをえない。組織・金融対策にしても同様であつて、生産者のあるべき姿に関するビジョンに即してたてられる必要がある。私もこの立場をとる。

(I) 真珠の生産体制

真珠養殖業の将来について第1に留意されなければならないことは≪経済学的な用語をもつてすれば≫「不確実性が大である」という点である。どの点が不確実かといえば「どの程度の価格でどれ程の購買力が年々期待されるのか」に関する知見である。もとよりジエトロ駐在員や輸出業者筋からの情報はある。しかし真珠に関する情報は定量的なものが極めてすくない。曰く粗悪真珠や過度加工の真珠が消費者の真珠イメージを悪くしている。もつとも重要な真珠購買層である中産階級上層の生活がスタグフレーションで脅かされている。消費者は宝石イメージをみだし、¹⁾「かつネツクレス1本100～200ドル程度のものを欲している等々。これに対し我国の生産者としては労働費の騰貴・歩留りの低下などで生産原価は——従つて生産価格は——著しく騰貴してきている。そこで生産を縮少し供給量をすくなくするかわりに価格を引上げたい。もちろん「良質品を安く」と要求する買手は切り捨てていく。その場合「どの程度に稀少度を高めればどれほどに価格を引上げるか」または「どの程度に価格を引上げればどれほどに買手はすくなくなるか」に関する見当はどのようにもつことができるか。こういう設問に答えられる定量的なマーケティング・リサーチが殆んどない。結局暗中模索、試行錯誤でこれを見究めていくほかはない。

暗中模索、試行錯誤でいかざるをえないとすれば——すでに述べたように——信用のある品質を≪すくなくとも多すぎないように≫控え目に生産し、そのかわりに生産価格を実現していく、という生産体制をとらざるをえない。問題はそのような生産体制とはどのような形態のものであろうか、である。二つの

考え方があろう。

その一はダイヤモンドの場合と同様に「独占体を構成し、独占の原理に徹して生産と販売を管理し、価格操作をなす」ことができるような生産体制である。ダイヤモンドの場合、セシル・ローズがド・ピアース社をはじめ中小ダイヤモンド鉱山会社を買収し、乱掘を防止し「中央販売機構」を確立するため「生産の集中と寡占」をすすめ、後継者アーネスト・オツペンハイマーがそれを完成させた。財閥ロスチャイルド家がその後だてとなつている。「アフリカの鉱山地帯はオツペンハイマー・カントリーだ」。真珠においても初期には御木本幸吉がこの体制を試みた。第二次大戦後にあつても大手一貫業者のなかにはこのような指向をもつものがなかつたとはいえない。しかし真珠の場合真珠養殖業の発展過程は先進大手業者の寡占体制を打破する方向で展開してきたのであり、資本による生産の集中と独占は「逆行」であるうえ「不可能」である。何よりも「民主主義日本はアフリカではない」。

その二は様々な高級民芸品の生産の場合と同様に、小生産者が「微妙にして繊細な技術」をもつて民芸品的・芸術品的生産が行なつていような生産体制である。真珠は鉱物性貴石類とは異なり、「稚貝から母貝への育成」「挿核」「術前・術後の生理調節」「養成漁場・仕上漁場の選定」「沖出しの時期・移植の時期・養殖期間のとり方」「養殖密度の決定」等々の技術が有機的関連性をもつて運用されてはじめて生産できるのであり、それ故に品質の良否は≪機械的には判定できないような≫微妙性をもち生産者の個性を体现している。それゆえに「職人氣質」をもち量より質の「品質指向型の経営」を営むような業者、利潤の極大を追求するよりも「消費者の信用を裏切ることとは許されない」と意識する業者、によつて生産が担当されるという生産体制が必要である。あえて資本の力による独占または寡占体制を≪非民主主義的に≫構築しなくとも、上記のような業者を生産の単位とする業界をつくれば、過当競争一過剰生産一粗悪品の生産に走ることはない。それは民芸品的・芸術品的生産者の職業倫理である。

以上二つの考え方のうちどちらが現実の日本の真珠養殖業にとつて評価されるべき考え方であろうか。いうまでもなく第一の示唆する方向は≪漁民にとつて≫のぞましくないし、それ以前に、不可能な方向である。不況の過程で大手業者のなかには——不動産その他の≪真珠関係以外の分野に≫蓄積されてあつた資本力をもつて——倒産・準倒産業者の漁場を買いとつていき亜流ローズ、亜流オツペンハイマー的な動きをみせた者もなかつたわけではない。しかし真珠養殖の大勢は反対に小規模な富漁家的生産者の地位を——相対的に——向上

させた。不況を経て整理された業者は中規模・大規模と目される業者のなかに多かつた。中・大規模の企業的業者は生産者というより商人といったほうがよいような体質をもっており、商人的な「利潤の極大」を、従つてそれが利潤の原因となるならばときには粗製品の濫造にもはしり、ときには生産費の観点から最適と認められる状態をこえて無理な生産拡大をはかりさえするものが多かつた。財務的基礎も弱体であつた。すべての企業的経営、すべての中・大規模の業者がこのようであつたというのではない。なかには「品質指向型」の健全経営もないわけではなかつた。こういつた経営は残されるべきであるが、今後の真珠養殖業の主たる担い手として我々は企業的大規模経営を想定するべきではない。

反対に漁家の小規模経営もすべてが「職人氣質」をもち量よりも質の経営を行なつてきたわけではない。むしろ不況以前には「彼等のなかにこそ過密養殖があり、十分に珠を巻かさない早期採取があり、従つて粗製濫造がある」とする見方が強く、事実そのような傾向があつた。不況の経過のなかでそのような傾向があつた。不況の経過のなかでそのような粗製濫造者は多く淘汰されたが、だからといつて現存のすべての漁家の経営が「品質指向型」の健全経営に一元化されたわけではない。しかし、それにもかかわらず、あえて民芸品の・芸術品の真珠を「職人氣質」をもつて生産し、市況に振まわされず生産適正量を確保していく「主たる担い手」を求めるとすれば漁家の小規模経営のなかに求めるほかはないように思われる。漁家の小規模経営にとどまつていた業者は不況以前から「財務的に無理のない自己資本を主体に経営を営なむ者」が多く、不況に対する対応も家族労作経営であるため伸縮性があり、総合的に状況の変化に対する適応力が大であつた。真珠養殖業は今後なお幾多の困難をのりこえていかなければならないのであるが、この点適応力の高い漁家の家族経営に——大規模の業者経営であつても健全な経営ならばすこしも差支えないが——多くが期待される。貝を殺さない丁寧な管理を行なうにしても「やとわれ漁民に命じて《機械的に》行なわせる」方式より「漁家の経営が家族の手で《真珠貝の生育のリズムにあわせてまた真珠貝の活力にあわせて》行なう」方式の方が一般論としては適していよう。近年急進している人件費の騰貴に対して適応力があろう。

人件費の騰貴問題は今後の真珠養殖業が——高斃死問題や採苗不振問題を解決しえたとしても——取り組んでいかなければならないもつとも基本的な問題である。

不況以前の真珠養殖業は特に——《辺地の》低い生活水準に対応した——低

い人件費をうちに織りこんだ生産経済秩序をかたちづくっていたのであり、そのように真珠の価格が与えられていた。それゆえ「辺地における特殊低賃銀構造」が是正されはじめるや真珠養殖業は生産構造の変化を不可避とする運命にあつたといえる。いわんやその上に国民経済の一般的賃銀水準の上昇が重ね合されるとあつては、不況以前にあつては大規模の経営のなかには一獲千金的な巨利をえていたものがあつたことはたしかである。しかしそれは特殊的な低賃銀にもとづく利潤が50人分あるいは100人分集積されて巨利となつていたのであつて、低賃銀自身が是正されるや余程に価格が騰貴しなければ成立たなくなる関係にある。これに対して漁家の小規模経営は、労働コストは家族の生活費であり、不況以前には≪巨利こそえてはいなかつたが労働力1人あたり利潤の額では中・大規模経営に劣っていたわけではなかつた。今日の状況のもとでも適正な価格騰貴がありさえすれば経営は成立ち、人件費騰貴に対する適応力は明らかに大規模経営よりも大である。費用的にも漁家の小規模経営のほうが一般的に引締つている。

以上の諸点より今後の真珠養殖業のありかたとしては、漁家の小規模経営を主たる生産の担い手とし、≪職人氣質をもつて微妙にして繊細な技術を行使することによつて市場性をうとところの≫民芸品的・芸術品的生産を行なう生産体制がのぞましい。もとより現状の漁家の小規模経営をそのままよしとするものではない。また中・大規模の企業的経営もそのまま不可とするものではない。漁家の小規模経営は≪以前にはともすればそうであつた≫「思慮のない貧漁家的利己主義」から脱却する必要があるし、中・大規模経営にあつても「信用のある良質品の生産を控えに行ない投機的に走らず、地元の漁民・漁業・漁協との協調を良好に行なう経営」ならば積極的に評価されのこされるべきである。協同組合的にそういう生産者に仕上げていく必要がある。

(II) 漁 業 制 度

前記の生産体制を単なる希望に終らせないためには真珠養殖に関連する漁業制度が改正されなければならない。漁業制度問題の基本は①現行制度のもとでは真珠養殖業が沿岸漁業一般から孤立しているだけでなく対立さえしており沿岸水域の漁場保全と漁場の有効な立体的利用と矛盾する面があるということ、②真珠養殖業と母貝養殖業を制度上別扱いしなければならない意味がなくなつてきていること、③真珠養殖業内部においても先進経験者優先の免許は特権授権的色彩が強いほか、あとから真珠養殖の仲間入りをした者にとつては手狭であつて、これが過密養殖や闇の貸借などの原因となる等の矛盾の多いこと、等にある。また現行の真珠養殖区画漁業権——真珠養殖業を沿岸漁業一般と別扱

いにしている——の立法趣旨であつたところの㊤輸出重視の立場からみた真珠養殖業の特別視、㊦輸出品の信用保持の立場からする経験者（先進企業）の保護（免許の優先）等はその後20年の経過をへてその有意味性を失ないつつある。

改正の方向については≪答申にも書かれているとおり≫「地区漁協による管理漁業権」（特定区画漁業権）への移行である。いうまでもなく現在沿岸水域は——一般に——外からの汚染、例えば過度の富栄養による水界内生物生態系の混乱やBOD過剰あるいは有害物質の流入等、にさらされており、防止は当該水域の沿岸漁業関係者の結束した防止への要求によつてはじめて可能となる。さらに漁業界内部の自己汚染が問題である。真珠養殖や母貝養殖の内部ですら天然の浄化力以上の貝の排泄物があるときは底質の悪化（老朽漁場化）をもたらす。さらにはまちなど魚類養殖が水界のなかに割込んでくると漁場の自己汚染は著しいものとなる。のりやかきあるいはひおうぎ貝の養殖も何等かの生態系の攪乱要因となるであろう。こういつた漁業界内部の自己汚染は「水利用共同」の関係にある「水域一円の漁業者」が相互協調の立場から水域の総合生産力を長期にわたつて保全するシステムを確立していく以外に防止の方法がない。地先漁場の利用配分に関する統制権は上級統制権を府県行政が保持しつつも下級統制権は地区漁協がもっている。現行の真珠養殖区画漁業権は経営者が直接行政から授与され、そのかぎりでは特別の保護が与えられてはいるが、これとて権利設定のときには共同漁業権者（地区漁協）との協調が前提になつており、地区漁協の地先漁場利用配分に対する下級統制権の「例外」とする措置ではなかつた筈である。ともかく大局的な漁場保全は急務であり、この急務を前にして地区漁協と真珠養殖業者が漁業権を根拠にいがみ合つていたのでは問題にならない。

もとより真珠養殖業者の生産基盤（漁場）を「単に奪う」ものであつてはならず、漁協もまた漁場支配権を根拠にして不当な「地代的利益を狙う」ものであつてはならない。開放的な立場から漁場の使用を≪環境保全と漁場生産性の立場から≫運用することが確保されるべきである。また偏狹な地元主義や共同体的一様主義・平等主義が——無反省に——もちこまれてはならない。真珠養殖業は経営者の技術・管理・財務の能力にあわせて経営されるべき高度の養殖漁業であり、業者間の規模の差はむしろ「あつて当然」なのである。さらにまた企業的大経営が一水域を真珠養殖のため独り使用するということさえ、それが地元漁村も同意する良好な使用形態ならば、当然認められてよい。要するに「既得権益」といつた思想、あるいは「漁場私物視」の思想、「資本による漁民支配」といつた思想、を払拭した民主主義的に「水界利用共同にある関係

者が用途を定め環境保全をはかる」という思想に立つものであればよい。従つて制度改革は≪必ずしも≫区画漁業権の漁協への明け渡しでなくともよい。ただ「漁場保全」と「のぞましい生産体制の確立」のために漁場利用上の統制機能、上級統制権と下級統制権がうまくかみ合いつつ作動する「体制」をつくる必要性を指摘するのみである。

しかし摩擦の多い改革は必ずしもものぞましくない。事業の漁場的基盤が≪ぐらぐら動く≫ような事態は明らかに避けるべきである。漁場的には安心して養殖ができる体制の確保は絶対に必要である。それ故必要以上の動揺は与えるべきでない。また漁業権制度の法律成文の変更は一連の体制変更が農地制度から漁業制度へまたがつて行なわれるときの「その一こま」として行なわれる場合でなければ容易に行なわれうるものではない。「地区漁協による管理漁業権への移行」が≪形態としては≫最終的な落ち着き先であろうが、それは近年内とはいかない。すくなくとも昭和38年の漁業権の切替には間に合わない。その後10か年は現行法の適用をうけることになる。だからといつて漁業制度を——前記の方向で——運用することは「まさに急務」なのである。現行法のなかでも「できる」ことは多々ある筈である。例えば次の如し。

① 現在すでに経営の縮小または廃業によつて実質的に使用されていない漁場については無条件の権利更新が認められるべきでない。残つた小規模の養殖業者のなかで≪権利がないために≫依然として部分密殖を続けている者がある。彼等には漁場のゆつたりとした利用が与えられるべきである。

② 現在行なわれている真珠・母貝・はまち・のり等の養殖漁場の分割配置は——できうるかぎり——漁場保全の立場を留意して、矛盾した立地配置のあるところはとり除くよう再配分を行なうべきである。とくにはまち養殖との間には漁場交換等による隔離の措置がのぞましい。

③ 真珠養殖と母貝養殖の両漁業権は単に名目上のものとなされるべきである。実質的に両者を区分して運用すべき根拠はなくなっているのであるから、また両者の分業は技術論的にも不適当なところがあるのであるから、真珠養殖の免許で稚貝養殖をやつてよく母貝養殖の免許で施術貝の養殖をやつてもよい、となすべきである。

④ 差益地代的な利益分——他よりも良い漁場だという理由で発生している利益の部分——は水界利用共同の関係にある関係漁協が「漁場の共同保全資金」として徴集されてよいのではないか。これを耕耘や稚貝採苗場の確保、あるいは外からの水質汚染防止運動の資金として利用していくとして。

(Ⅲ) 生産指導上の要点

前記の「真珠の生産体制」・「漁業制度」と関連して生産指導が適正に行なわれる必要がある。もとより真珠養殖は微妙な技術的・経営的要領が経営体の諸条件に即し《個性的に》多種多様に組合わせられて行なわれるところに特性がある。経営者個々人の画一的にはいえないような「技術的・経営的な腕」によるところが大である。だから生産指導といつてもできることは多くない。集団的に行なわれるべきことがらのみが生産指導の対象となる。それは大きくいつて次の2つの分野である。

1. 真珠生産の立地配置

真珠養殖業でも「適地適産の原則」はあてはまる。水温に恵まれ、漁場的に余裕があつて充分な「真珠貝の栄養の蓄積」ができるような条件にあるところは「巻き」の点で大珠養殖に適していよう。これに反し水温的にも養殖の限界帯であり、その一方養殖業者の数が多く密殖傾向のもとで真珠貝が餌料欠乏の状態におかれているようなところは珠の生産サイズとしては小珠・厘珠養殖に適していよう。

過度に単純に割切ことはできないが、珠の品質や歩減りの程度から《養殖に多年次を必要とし、巻きの厚みも大なるものを要するところの》大珠養殖は——信用のおける良質品を作つていかなければならないという「真珠産業に課せられた絶対的要請」もあつて——それに適した漁場であるいは資本力のある業者で行なわれるべきである。他方小珠・厘珠養殖は一個の真珠貝に核挿入個数を多くするとか、資材や母貝を節約してもちい、真珠1匁の原価をできうる限り低く圧えこむところに経営の要点がある。でないと小珠・厘珠養殖に宿命的ともいえる「施術1万貝からとれる真珠の匁数がすくない」・「真珠1匁の生産に所要される労働日の数が多い」という関係に耐えることができない。これらの難点の克服は低水温や密殖に悩みながら高度の熟練と経験で不況をのりきつてきた業者でなければできがたかろう。

もとより真珠養殖では生産される珠の「サイズ」と「照り」・「色」について同一経営が単一の製品だけを生産することが試みられるのは稀である。様々なタイプの養殖過程がとり合わせられる複合経営である場合が多い。複合経営であるところに真珠養殖経営の妙味があるのである。だから真珠生産の立地配置を「分業原則」や「産地分担原理」でもつて確立するといつても複合経営の否定といつたふうにとられるべきではない。しかし複合のなかにも重点のおきどころに差があり、その重点に関して産地の《自然な》分化がありうる。

産地の分化はすでにこれまでの真珠養殖業の発展過程のなかでもたらされている。現在あるがままの珠生産の産地分化のなかに「産地分化の理性」といったものが込められているといつてよい。しかし現状の生産配置には「歪み」がある。歪みは主として大きなサイズの珠の養殖の諸条件がないのに≪コスト圧を原因として≫それを行つているところにある。5 mm以下の珠しか養殖するのは無理である——巻きの厚みや斃死率などの点から6～7 mmの養殖をやつても①斃死率で許容ができる範囲内では簿巻珠しかえられず、②十分な巻きを与えるほどの養殖期間をとれば斃死率が高すぎてあまりにも高コストとなる——という条件下で6～7 mmの珠の養殖が行なわれて簿巻や高い斃死率が嘆かれているといった場合がある。同様のことが6～7 mmの珠の養殖の条件しかないとこゝろで7～8 mmの珠の養殖を行なつている場合、7～8 mmの珠の養殖条件しかないとこゝろで8～9 mmの珠の養殖を行なつている場合にもいえる。歪みは全国的に点検すれば至るところにみられる。不況の経過においては是正をみた面もあるが、「どういう珠をどこで生産するか」が混乱したままになつている。

こういった立地配置の「歪み」をなくし、自然的・経済的な「比較有利性の原理」にもとづいた地域生産分担の態勢を確立するための指導を提唱する。そのメリットは、各地域ごとに生産者が話し合い、生産に計画性をもち、内部では相互練磨的な競争を行なうが過当競争にはおちいらないという態勢の確立である。真珠養殖業の今後は各サイズの珠の「生産価格の実現」と「品質の保持」をはかつていくことにかかっているが、このためには「地域間に責任の押しつけ合い」があつてはならず「粗製濫造的な方向に走れば直ちに自からの地域生産者集団の損失となる」といった構造にする必要がある。生産分担の推進のためには、各地域で標準的な経営類型を策定して生産者の経営構成や操業計画の参考に資する措置が必要であらう。

2. 真珠生産技術の再検討

真珠養殖の技術については筆者には語る資格はないかも知れない。しかしエコノミストとしての視角から次のことを提言したい。第一に「生物学的な大学・試験場の研究成果」と「生産者の経験的に積上げた技術」との交流である。両者の交流が密接であることは近代の産業としては当然のことであるが、この点真珠養殖業は——第1次産業一般がそうであるように——おくらしている。試験研究機関の成果の発表があまりにもアカデミズムに力点をおくものであり、示された技術の可能性を生産者とくに科学的文献に不馴れな小生産者が自らの経営のなかで「どこをどのように生かすか」がわからないところにあつた。生産者の側でも「経験者の技術」が無批判に採用せられ、そのうえに自己流の工

夫を重ねるやり方の技術で満足しているきらいがあつた。生産者の切迫した問題意識と科学者の原理的な問題を解決しようとする意識との間に喰い違いがあつた。この喰い違いの溝をうめることが急務である。

真珠養殖を行なっている生産者が技術についてとくに配慮すべきは次の点である。養殖の技術は使用する海の性質と結合して構成されることはいうまでもない。一定の技術は漁場の一定の状態と対応している。漁場の性質に応じて養殖の方式に差があつたことは当然であり、このことは生産者もよく知っている。しかし漁場の性質の不均質性は空間的に地域差として存在しているだけでなく、時代の経過と共に生じてくる存在でもある。自然の与える様々な可能性は一定不変ではない。水道堀抜きとか防波柵とかの土地改良的手段をこうじなくとも、漁場は年々変つていく。年々の変化はグローバルにおこる水温の変異あるいは降雨量の変異——これらは確率的に起ることが期待されるべき変異であつて、それにもとづく損失の可能性を経済学的に「危険」という——だけではない。「危険」に対する対策は①操業計画を「悪い状態」でも凌いでいけるようにたてる②積立金を大幅に留保して保険対策をとる等によつて持つことができ、心ある業者はそうしている。問題は「危険」だけでは割切れない「不確実性」である。④一般的な海洋の富栄養化にともなう水界内の生物生態型・食物連鎖の変化、⑤薬物等の流入による汚染、⑥過密養殖あるいははまち養殖などによる漁場性質の変化等々は《十分に》予見することができない。それどころか数か年前と現在とを比較して漁場の性質がどのように変つたかが《十分に》わからない。こういった不確実性がある。したがつて従前には「一定の養殖の方法で」一定の確率的危険を冒しながらも「一定の養殖成績」がえられたとしても、それは今日では通用しない、まして明年には一層通用ない、ことが大いにありうるという認識が重要なのである。

現在生産者が達着している採苗不振にしても高い斃死率にしても例年の低水温——といった《ついていない》状態——すなわち危険の現われの部分としてだけでは割切れないものがあるであらう。海がかつたからだとみななければならない部分も相当にあろう。漁場の性質の変化に対応して養殖の方法を変えていかなければならない。その一つのヒントが先に記した関博士の「貝の生活代謝や栄養の蓄積状態に応じた飼育法」である。研究者はアカデミズムの城のなかに閉じこもらずに「変化せる漁場に対応した飼育技術上のうつべき手」をヒントとして提言し、可能性を示唆しなければならない。生産者は経験と勘とそして決断をもつて養殖の方法を不断に《模索的に》変えていかなければならない。

(IV) 流通のための諸対策

真珠の場合、流通は①母貝の取引②原珠の取引③加工真珠（バラ珠と連）の取引④細工された真珠アクセサリーの取引⑤真珠アクセサリーの小売の5段階がある。それぞれの段階でいずれも流通秩序は長い不況の過程で混乱しそのままになっている。不況以前にあつても流通過程は《とくに多くの》問題をかかえており、改善の必要があつたのだが、それすら混迷してしまつたのである。しかしその一方で④どん底から這い上がろうとする意欲と⑤新しい流通体制を目指して従前からあつた意欲が結合して「流通経路と価格形成の新秩序」が生じようとしている気運もある。混乱した状態を新しい気運の方向で再健することが流通のための諸対策となる。

まず大きな構造改革の必要性が次のごとく提案される。

(1)母貝養殖と真珠養殖が社会的に分業化させられるべき根拠は薄弱となっており、その反面母貝の生産量と価格の不安定が双方の経営を圧迫している。このため母貝の流通・売買を広範に認めながらも母貝養殖業と真珠養殖業の区分は廃止する。同時に、稚貝の生産・配給体制の確立をはかる。

(2)真珠養殖と加工卸売とは「分離」することが強く要請される状態が生じている。その理由

④真珠の「公正な価格」を生産者（原珠流通）段階で確立しようとする場合、買手である有力加工卸売業者が養殖部門を——直営または別会社形態で——持つていることが最大の阻害要因となつている。

⑤真珠産業の病弊ともいふべき「協同の統制ができず、私的な系列的統制のみが意識されて、相互に過当競争を演ずる」という構造は養殖と、加工卸売部門の分離によつて有効に解体させることができる。

⑥加工卸売業者の経営努力が販売に向けられず自給自足の方に強化される場合があるが、これは不況の「しわ」を養殖業者に強く転嫁する機構を与えている。

それ故に加工卸売業者の養殖兼営は原則として認めないものとするのが望ましい。反対に養殖業者の行なう副業的な加工卸売は原珠の販路拡大に役立つており認められて差支えがない。

しかし上記のような構造改革は漁業権制度とも関連し——すでに述べたように——ただちにとはいかない。できることからやつていくべきであろう。基本的なところは専門委員会の答申に記されてあるとおりである。曰く、「真珠価格の安定を実現するには、まず浜揚珠価格の安定を図ることが基本であり、それは多数の漁家の経営を生産の中心にない手とする真珠の生産構造から、真

珠養殖業者を構成員とする系統団体による共販事業の強化によつてこれを進めなければならない」。浜揚珠の組合共販は古くから行なわれていたが、共販とはいいながら不十分なところがあまりにも多かつた。この点を改めていくところから始めるべきである。

不況以前の浜揚珠の共販といえば全真連の共販制度であつたが——その実態はⅠに述べたように——本来あるべき協同組合共販とはいえないものがあつた。全真連を「通す」という形式的な共販にすぎない面があつた。もつとも全真連共販制度が単なる名目的なものであつたというのではない。全真連が農林中金から流通資金を大量に借入れて大規模な手形割引を行なつたことは十分に意味があつた。「早すぎたペースの成長」のため浜揚珠の買手側も売手側も《資金繰りにおいて》余裕がなかつた。売手すなわち生産者は珠の販売とともに運転資金の借入先に一応返済（みせ金）をなし、次期の資金——それは前年度よりも多額——を借りうける手段をこうしなければならなかつたのである。その時買手側から《資金的余裕がないというただそれだけの理由でもつて》不当な「買ったき」をうける可能性があつた。すくなくとも買手側が売手をめぐつて十分な競争をしてくれない可能性があつた。これを防止する役割は果たしたのである。そういう意味で浜揚珠の建値を多少なり支持したのであるが、その反面生産者側が生産価格（生産費＋適度の利潤＝公正な価格）を協同組合的結束を手段として実現せんとする「本来の共販」にもつていこうとする努力は不十分であつた。不況に突入してからというものは流通秩序が果しなく乱れていつたことはすでにⅠにおいて述べた。

だが不況の「どん底」のなかで真面目な生産者達によつて何とか「本来の共販」に一步でも近づけようとする努力が生じてきている。珠が過剰で買手市場のもとにあるときは「本来の共販」は行ないがたい。裏側で「正直物が損をする」ことがおこるからである。しかし珠の生産が《落ちるところまで落ち》絶対的に稀少な状態にまで至つた状況下では生産者が結束して共販を目指し「生産価格の実現を指向すること」はそれなりの効果をもつことができるようになる。買手側が購買計画をみたすためには団結した生産者集団の珠も必要——往々にして彼等の浜揚珠は質的にもよい——であつて買わないわけにはいかない故に。売手市場のもとにおいて生産者の共販活動は《生産者側が「良質＝公正な生産価格」を目指すという但し書きのもとで》成功する可能性がある。

このように浜揚珠の流通において協同組合による「本来の共販」を進める土壌がようやくできかかつてきている。この点を徹底的に押しすすめるのが当面の真珠流通対策の基本である。「本来の共販」への接近は①共販集荷量を価格

形成の主導性をもつことができるほどに高める、②共販目標価格を設定し、その価格は公正な生産価格とする——いうまでもなく各系統協同組合が協議のうえ決定・公表する——、③共販目標価格の実現を確保するためには調整保管（緩衝在庫）政策や生産計画の実施を行なう、④組合委託販売の割合を高める、⑤愛媛県漁連が実施しているような管理販売方式——入札会出品にあたって「引き」を認めず、最終販売価格があらかじめ設定しておいた指示価格以下になったときは、組合員全員からの拠出金で差額を補てんする——、等々の仕方がある。

原珠の取引において「生産価格貫徹の態勢」を構築することが基本で、他の取引は≪できる限り≫「安定化をはかる」ことが眼目となる。母貝の取引は——自家生産への移行があつたとしてもなお広くのこされる流通部分について——極端な年次価格変動を避ける工夫をしなければならない。二つの方向がある。①原珠市場における浜揚珠の価格水準にスライドした指示価格(indicative price)制をとり、契約生産体制を確立する。②豊作と不作に対しては豊作時の廃棄分量割当・不作時の施肥計画比例割合配給等の措置をこうじていく。いずれにしても母貝供給者と需要者の間で協同組合原理にたつた「相互援助・相互保護の立場」が醸成されなければならない。

浜揚珠が加工され「連やばら珠」として流通していく過程は困難が大きい。加工業者は生産者というより「商人」としての色彩が強い。製造業でなく卸売商（問屋）が流通機能の一つとして≪選別・格付・混合・品揃えと併わせて≫加工を行なつているという形態のものである。しかも真珠という評価に主観性の強い商品を——投機的動機も大いにもつて——扱う「商人」である。彼等に「生産者が行なうタイプの流通の協同組合的統制」を期待することは無理である。そのうえ貿易場裡では消費地系卸売商がほぼ完全なイニシアティブを握っており、彼等のバイヤー、彼等の在日エーゼントが日本の加工・輸出業者よりも取引上優位にたつている。すくなくとも日本の加工・輸出業は営業（販売）において「攻撃型」ではない。本来ならば大手業者をはじめ加工輸出業者に「日本の真珠産業の営業担当部門として外に——真珠産業の外側で——生産者の生産価格を実現していく役割」が果されればそれにすぎることはない。しかし前記の理由からそれを期待することは困難で、それゆえにこそ浜揚珠の販売段階で——さきに述べたごとく——強力な共販体制が必要なのである。もとより輸出取引をすこしでも「秩ある流通体制」（orderly market）の方向へできるだけでもつていくことはのぞましい。販売シンジケートの形成といった抜本的変革はのぞめないまでも、せつかく輸出水産業組合が結成され——有名無実化してい

るとはいえ——組織だけはのこされているのであるから、この組織を再検討し輸出検査制度と連絡して「海外市場における声価」の回復のための役割を果させる必要がある。

このほか専門委員会は次の2点を指摘しているが、全く同意見である。

○輸出検査における検査基準の引上げ

今次不況の一要因として、近年の品質の低下傾向に対する海外業者の警戒が指摘されているが、海外市場における日本産真珠の声価の維持のためには、輸出検査における現行検査基準を引上げる必要がある。特に、耐久性の乏しい薄巻き珠および加工過度真珠の排除がその重点である。

○海外宣伝事業の強化

わが国独自の輸出商品である真珠の需要の確保、拡大を図るうえで、海外宣伝事業がきわめて重要であることはいうまでもない。しかるに、現行事業は、業界のこれに対する意識も弱く、そのための財源も少額に過ぎることは否定できない事実である。真珠養殖事業の安定的発展を期すためには、本事業が飛躍的に強化されなければならない。具体的には、業界として本事業の強化に必要な財源の分担、徴集について真剣に検討するとともに、本事業に対する財政援助の強化が望まれる。

(V) 組織・金融対策

真珠に関係する団体は多い。①全真連—真珠漁協、②漁連—漁協、③真珠輸出・加工協組、④真珠輸出組合、⑤日本真珠事業者協会、⑥日本真珠小売店協会、⑦三重県真珠協同組合連合会、⑧日本真珠買取会社、⑨全国真珠製核工業組合、⑩日本真珠仲買協同組合、⑪日本真珠輸出水産業組合、⑫全国真珠養殖調整連—真珠養殖調整組合、⑬日本真珠振興会。小型の産業としては上記だけからみても団体が多すぎる。さらに大手加工卸売業者・輸出商社・中小加工卸売業者小売業者・真珠養殖業者・母貝養殖業者等々相互間に私的系列がある（あつた）。むしろ「産業組織」としてはこのほうが本流であつた。団体はこれら私的系列の否定を目指して設立されたものではなく、別途に様々な共通の利害に即して設立されたものであり、私的系列と団体系統との間の関連にも問題があつた。

私的系列と団体系統の二重構造をどのように反省的に受けとめ、団体系統のあるべき姿をどう方向づけるか、という点に組織対策の要点があろうかと思う。

結論を述べれば次のごとくである。

- (1) 団体が本来の目的を倭小化してしまっている状態を改善する必要がある。とくに重要なのは生産者の協同組合組織であろう。全真連—真珠漁協系統組織

の基本問題はおおざっぱに次の如くである。もともと浜揚原珠の共販団体として発足した筈のこの組織が「販売問題を私的系列によつて骨抜きにされた」結果として様々なタイプの養殖業者の「運転資金を外部から供給をうける機関」に転化されてしまった。しかも金融機関としても「貸付組合」的な性格と「貯蓄組合」的な性格とのバランスとれておらず、「貸付組合」的に一方に偏っていた。さらに「貸付組合としても指導性または債権保全措置が充分でなく欠陥があつた。(Ⅱ)において述べたように専門漁協である真珠漁協の基本的な任務は「生産価格を償う公正な価格を実現しうる諸条件の確立」であつたにもかかわらず「放漫な金融」で生産面から恐慌を誘導してしまつた。そしてこのよになつたのは業界有力者が協同組合活動を《単なる》便宜の手段に倣小化してしまつた」からだといえる。ここに反省のポイントがおかれるべきである。あるべき姿としては、イ.技術・経営と産地分担において、また漁場保全運動において、また生産価格を実現するバックとしての「産業の歩行調整」(ペース・メイキング)において、指導性をもつ団体となること、ロ.生産価格の実現のため販売(共販)対策——既述——と金融対策(それ故金融対策の基本は生産者が資本的に弱体であるという理由によつて買手によつて不当に買いたたかれあるいは買手に従属的な位置におかれる点を防止するという発想に立脚するものでなければならない)の関連性を適正に保ちつつ運用される団体に脱皮することである。

(2) 上記においていま一つの生産者の協同組合組織である漁連—地区漁協系の組織に注目する必要がある。

漁連—地区漁協系の生産者組織は愛媛県において発展させられてきているが、この組織の方が生産者の協同組合としては「本来の姿」を確保している。指導性とくに歩行調整において、共販態勢のもたれ方において。愛媛県ではまず外から入植した真珠養殖業者に対し原料母貝の生産漁民を漁連—地区漁協の組織が生産と販売を指導・統制し、その後彼等のなかから真珠養殖を行なうものがでてきたが組織はこれを手放さず《全真連—真珠漁協系の組織とは対抗的に》自ら真珠の生産と販売をも指導・統制してきた。そこには生産者に着業後日があさかつたためか、「商業主義的傾向」に走ることもすくなく、それを反映して組織に——生産者団体として当然もたれるべき——真面目さがあつた。

しかし真珠養殖の業界団体の主流はあくまで全真連—真珠漁協系の組織である。この現実を無視することはできない。さらに真珠養殖業者が経営規模において一様的でなく、少数の大規模から多数の小規模へとピラミッド状の階層構造をもつ現実もまた無視することができない。この階層構造と「漁連—地区漁

協系の組織がともすれば陥りやすい偏狭な村単位の利害意識や共同体の平等主義（悪平等主義）」とは矛盾がある。結局において真珠の生産者組織の方向は①究極においては——真珠生産の中心的担手が漁家的小規模経営となろうという点から——全国一元的な系統組織の確立が目指されるべきであるが、当面は②全真連—真珠漁協系の組織に共同組合の本来もつべき指導性と共販態勢を強化して体質改善をはかつていくこと（このため別働団体となつている真珠養殖調整組合および同連合会——現在では有名無実化している——の組織のもつ権限を駆使して目的の実現に資することも考えられよう）、③漁連—地区漁協系の組織は——大局的見地から、とくに今後の母貝養殖と真珠養殖との分立解消の展望に立つて——全真連系統組織と協調し《自らは地域主義や悪平等主義を克服しつつ》生産者系統組織体質改善のプロモーターとなることを目指すこと、にのぞみを託すべきであろう。

全真連—真珠漁協系の組織の場合にとくにいえることであるが、積年の不況は《組合員だけでなく》組合自体にも強く傷手を与えている点が注意されなければならない。全真連にあつては昭和42～43年の調整保管が組合経営の財務ペースを狂わせた。保管仮払金受領者から利子の入金が渋滞し、最近になつて保管真珠の処分に関し明るい展望が開かれてくるまでというものは「全真連は保管真珠をかかえて倒れるのではないか」という観測すらもあつた。經常収支においても真珠生産量の縮減とともに、全真連で行なわれる入札会に出品されたり示談会で取引されたりする真珠の量も減じた結果、収入が激減し機構の経営が成り立たなくなり大々的な人員整理が行なわれた。真珠漁協にあつては主として農林中央金庫からの転貸融資事業によつて経営が成り立っていたのであるが、貸付先に経営不振・倒産が続出して資金繰りに悩まされるということになった。また不況の進行とともに事業量が減少したため經常収支の規模の減少を余儀なくされ、赤字経営に陥る組合が多かつた。もつとも重大であつたのは、農林中金に対する真珠漁協の債務の反対側にある転貸先に対する債権が——貸付先の経営不振または倒産を原因として——不良債権化または固定化してしまつたことである。すなわち組合自身も《生産者と同様に》過大債務を抱えこんで身動きできない状態に陥つてしまつた。

こういつた状態では先に述べた組織の体質改善はおぼつかない。組合の再建整備と体質改善を同時に進めていかなければならないところに「難問」がある。それ故組合負債の整理については行政庁および関係金融機関の適切な指導が、指導事業や共販事業の強化については国や関係府県の援助が期待される。しかし難問を解かかぎの一つとして最近ようやく実を結ぶ見通しができてきたとこ

ろの「調整保管珠が予想外の高値で処分することができる可能性」がある。売上金からすでに支払った仮払金や利子あるいは保険金を控除した残額、すなわち「処分益」は、正常な状態ならば保管拠出者に対して「利用分量配当」されるのが筋である。しかし全額をそうするよりも一定割合を組合の再建（不良債権整理）に充当するという事も検討せられるべきであろう。

以上生産者団体につき組織対策を述べたが、加工・流通（仲買）・貿易・小売についても団体問題は山積みしている。これらは商人の団体であつて生産者とは性格を異にする。しかし中・小商人の協同組合として①民主化と②組織一元化——看板は別であつても内実は同じというふうに——をすすめる必要があるであろう。入札会組織も一本化して連や加工ばら珠の「公正な建値機関」として機能しうるようにもつていくべきであろう。

真珠産業の組織問題は一言にしていえば「私的系列の重みを減じ替つて団体系統の重みを増しつ、団体系統を単純化し、全体として指導体制・生産価格貫徹体制を確立する」ということである。金融はそして財政上の援助と行政上の規制はその手段となる。各段階各機能別の諸団体を総合調整する機関としては、専門委員会の答申にもあるように、「既存の日本真珠振興会や全漁連指導部を吸収した最高指導機関」を民主的につくるべきであろう。

金融問題にうつろう。

金融問題が組織問題と併わせて問題にされてきたゆえんは団体が「金融を外部から引出す機関」であり、できうる限り「それ以上でもそれ以下でもない状態に保つておこう」とされてきた沿革からである。金融といつても市中銀行・相互銀行・信用金庫等からの融資は業者個々が≪個別的に他産業の業者一般と同様に≫うけており、そこでは物的担保・人的保証がコマーシャル・ベースにおいて設定されて行なわれている。これらは組織問題と関連しないし、また今日の状況のもとでは対策の対象にならない。不況を乗り切り金融機関の信用をつないでいる業者もあるし、その反面金融機関の信用を失ない担保物権をとりあげられたり保証人に迷惑をかけた者もある。混乱がおこり、整理がすすめられ、借入残高が縮減した、というだけで充分であろう。問題は農林中央金庫・府県信用漁連・商工中央金庫・農林漁業金融公庫等の余裕金を原資とし、真珠漁協・地区漁協を窓口としてあるいは金庫自らが直貸して行なわれた協同組合金融である。

真珠養殖業の展開に対して金融の果たした役割はおおざっぱにいつて次の3段階がある。①昭和30年代の中—末葉までは業界金融は主として前記市中金融機関からの融資によつていた。当時の斯業の状態では「発展の制限因子」のもつ

とも重要なものは「資本の不足」であつた。市中金融機関融資だけでは資本が不足し、これが発展の成長のブレーキとなつていたのである。②昭和30年代の中一未葉から協同組合資金が大量に注入される。組合金融と商業金融両立の段階である。組合金融は前記のブレーキ因子の打開(高度成長と過当競争の展開)という積極的役割を示し、数か年を経ずして過剰生産恐慌への突入の一因——どこに誤りがあつたかはあとで述べる——となつた。③不況に突入した昭和42～43年以降今日までは市中金融機関が融資を徹収していくなかで組合金融が運転資金の補給を維持し、あるいは調整保管珠のファイナンスを続けぬぎ、金融面から斯業が全面崩壊に陥ることを防衛した。

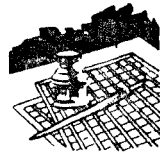
上記の②は協同組合金融に対する反省の根本を呈するものであり、③は今日の真珠養殖金融の解決をせまられている問題点を示している。昭和30年代中一未葉から昭和42年の不況突入に至るまでの組合金融に誤まりがあつたとすればどの点か。業界としては資本不足のため例えば「歩積両立ての率において特に不利な扱いをうける」とか、あるいは「日歩4～5銭といった高利の資金を用いる」とかしていたのであり、農林中金は第1次産業内における協同組合的相互主義の立場から——余裕金の潤沢化も背景にあつて——業界の要求に応じたまでのことである。この点何の問題もなかつた。ただ業界側の組合金融に対する処理において問題があつた。業界は組合資金受入れのため真珠漁協をつくつた。そして転貸融資を行なつた。このこと自身にも問題はない。ただこのような融資(協同組合金融)は市中金融機関に比して物的担保や人的保証において厳格でない。この点を他の側面が補わなければならない。それは次のような協同組合金融に対するアイルランド人の格言「協同組合金融の特性は単に信用の便利性あるいは底廉性にのみあるのではなく、資金運用の安全性と教育性を配慮した信用でなければならないというところにある」が物語っている。協同組合的相互監視と経営に対する指導、とくに歩行調整上の配慮がなされること、といった集団責任感と自己規律が組合金融の甘さを補充するべきなのである。この点の自覚が真珠漁協に乏しかつた。悪くいえば組合を道具視した。全真連や農林中金の指導も充分でなかつた。そこに反省されるべき間違いがあつた。

上記の反省は今後の組合金融に十二分に生かしていくとしても、現実の負債処理問題は別途に存在している。水産庁漁政部の調査によれば昭和45年末の真珠養殖業に対する貸出残高は組合金融の部分、農林中金182億円・信漁連17億円・商工中金17億円・計217億円(公庫資金を原資とする部分もすこし含む)に対し市中金融の部分104億円である。今日の実態は明らかでないが組合金融が全体で150億円程度市中金融が50億円程度と察せられる。農林中金主体の組

合資金に大部分の運転資本を依存するようになっていいる。他方生産額は最盛期には400億円（正味付加価値額では200億円程度）であつたのに対し昭和45年度には180億円（正味付加価値額では80億円程度）、昭和46年度には更に減少して生産額100億円（正味付加価値額50億円程度）におちてきている。昭和47年度には生産は一層減少したが価格において大幅な改善をみたため生産額150億円（正味付加価値額100億円程度）と目算される。上記より負債過大であることは瞭然である。

この生産の規模に比して過大な負債、とくに組合系統の負債をどう処理していくかが大問題である。負債整理に妙案はなく、整理計画をたてて地道に遂行していくほかはない。その場合頼みの綱は、①価格の回復→騰貴基調がしばらく続くことであり、②インフレーションによる通貨価値の下落である。しかしこれだけでは充分でない。例えば次のような対策が勇断されることを期待したい。真珠漁協転貸の債務3,000万円以上の者は農林中金直貸に切替える。その場合今日までの経営成果を判定し「不良経営で債務過大な者」とその他を選別する。前者については差押え・不動産処分等を行なつてもできうる限りの返済を求める。債務3,000万円以下の者には真珠漁協内部の問題として同様の措置を真珠漁協にこうじさせる。このように篩分けされ残された者については規模に応じ適当に設定された基準額以上の負債額に対し——農林漁業金融公庫の「経営安定資金」に類する——長期低利資金に借替させる。低利化のためには財政援助を求める。

編 集 後 記



- 長い不況から漸やく脱却の兆が見え始め、一区切りする意味から過去を反省し、新しい第一歩とするため、浦城先生に“問題点と基本対策”についてお願い致しました。漁業権の更新時期にあたり、基本から考え直し、子々孫々に誇りをもつて伝えることのできる事業としたいものです。
- “真珠業界号”も長い長い不況トンネルから漸やく抜けかかったと思つたら、稚貝不足という長さもわからないトンネルに入りつつあります。今迄考えてもみなかつた漁場で天然採苗が試みられ一方人工採苗についても試験研究機関で実施され、又その中間的な半天然・半人口的な採苗まで試みられ業界あげて採苗と取り組んでいますが、海況の汚染、養殖管理方法の変化、母貝の絶対量不足が影響しての稚貝不足をきたしているのでしょう。
- 編集子も稚貝問題で色々勉強して感じたことでありますが、この期におよんで初心に帰つて総ての技術面を復習する必要はないでしょうか。
- どんなことでも結構ですからふるつて御寄稿下さい。

昭和48年8月1日発行

第12巻 第1・2号会報
(通巻75号)

三重県伊勢市岩瀬1丁目3番19号
真珠会館内

発行所 全国真珠養殖漁業協同組合連合会
電話(伊勢局代表)◎4147番

編集責任者 馬 岡 清 省

印刷所 三重県伊勢市岩瀬1丁目15番4号
神都印刷株式会社
電話(伊勢)◎2230番